

宮崎県公報

令和2年11月19日(木曜日) 第 157 号

発 行 **宮 崎 県**

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

目 次

○入会林野整備計画の認可	(山村・木材振興課)	3
○二級建築士免許の取消し	(建築住宅課)	3
企業局公告		
○落札者等の公告		.3
選挙管理委員会告示		
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3		
分の1の数		.3
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分		
の 1 の数		. 3

告示

宮崎県告示第 918号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年11月19日から同年12月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の	路線名	区	間	新旧	敷地の 幅 員	延長
番号	種	類	的砂石		[E]	の別	(メートル)	(メートル)
	国道	道	218号	延岡市 畑町2 9地名 同市同	599番	新	8.0~ 13.6	360. 8 360. 8
				28番 先まで			20.6	

宮崎県告示第 919号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年11月19日から同年12月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路種	の類	路線名	区	間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 (メー	長 トル)
224	県道		遠見半 東臼杵郡門 島線 川町大字庵			Ш	6.7~ 9.0	68.	3

	滝4676番1	新	7.5 ∼	67.8
	地先から同		13.0	
	郡同町同大			
	字同字4676			
	番1地先ま			
	で			

川字烏帽子

宮崎県告示第 920号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年11月19日から同年12月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路種	の類	路線名	区	間	供用開始の期日
302	県道		高鍋美々津線	町大 字新 58番 から 町同	郡川南 字平田 通山49 2地先 同郡同 大字同 58番15 まで	令和2年11月19日

宮崎県告示第 921号

道路法(昭和27年法律第 180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 2 年11月19日から同年12月 3 日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

宮崎県公報

令和2年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	218号	延岡市貝の畑町2599番9地先から同市 同町2928番 101地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和2年11月19日

宮崎県告示第 922号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする.

令和2年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の渓流番号又は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
延岡市	中の迫谷川	10 - 427 - 1 - 062	土 石 流
	長谷川谷川	10 - 427 - 2 - 083	土 石 流
	西谷沢川	10 - 427 - 2 - 075	土 石 流
	家 田 西	I - 1 - 1697	急傾斜地の崩壊
	丹 仙	I - 1 - 1699	急傾斜地の崩壊
	野鶴 - 6	$\Pi - 1 - 7886$	急傾斜地の崩壊
	野鶴-6-新①	Ⅱ - 1 - 7886 - 新①	急傾斜地の崩壊
	藤迫	I — 1 — 1739	急傾斜地の崩壊
	中ノ迫第2	I - 1 - 1715	急傾斜地の崩壊
	中ノ迫第1	I - 1 - 1714	急傾斜地の崩壊
	野 鶴	I - 1 - 1713	急傾斜地の崩壊

野鶴 - 4	II - 1 - 7878	急傾斜地の崩壊
野鶴 - 3	II - 1 - 7768	急傾斜地の崩壊
野鶴-2	II - 1 - 7767	急傾斜地の崩壊
家田-1	I - 1 - 3700	急傾斜地の崩壊
家田 - 2	I - 1 - 3701	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 923号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和2年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒 区域の渓流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
延岡市	長谷川谷川	10 - 427 - 2 - 083	土 石 流
	家 田 西	I - 1 - 1697	急傾斜地の崩壊
	丹 仙	I - 1 - 1699	急傾斜地の崩壊
	野鶴-6	II - 1 - 7886	急傾斜地の崩壊
	野鶴-6-新①	Ⅱ-1-7886-新①	急傾斜地の崩壊
	藤迫	I - 1 - 1739	急傾斜地の崩壊
	中ノ迫第2	I - 1 - 1715	急傾斜地の崩壊
	中ノ迫第1	I - 1 - 1714	急傾斜地の崩壊
	野鶴	I - 1 - 1713	急傾斜地の崩壊
	野鶴-4	II - 1 - 7878	急傾斜地の崩壊
	野鶴 - 3	II - 1 - 7768	急傾斜地の崩壊
	野鶴 - 2	II - 1 - 7767	急傾斜地の崩壊
	家田 - 1	I - 1 - 3700	急傾斜地の崩壊
	家田 - 2	I - 1 - 3701	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41 年法律第 126号)第11条第1項の規定により、次の入会林野整備組 合の入会林野整備計画を認可した。

令和2年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名称
 - 岳ノ枝尾日当地区入会林野整備組合
- 2 事務所の所在地 東臼杵郡椎葉村大字大河内2032番地
- 3 代表者の住所及び氏名 東臼杵郡椎葉村大字大河内2032番地 中瀬 裕

建築士法(昭和25年法律第 202号)第9条第1項の規定により、 建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和2年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免許の取消しをした年月日 令和2年11月12日
- 2 免許の取消しを受けた建築士
 - (1) 氏名

大西 一郎

- (2) 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- (3) 登録番号 宮崎県知事登録第3469号
- 3 免許の取消しの理由

建築士法第9条第1項第1号の規定により、本人から免許の取消しの申請があったため。

企業局公告

落札者等の公告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)第 12条及び物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年12月28日宮崎県企業局企業管理規程第9号)第14条の規定により公示する。

令和2年11月19日

宮崎県企業局長 井 手 義 哉

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
- (1) 名称

綾第二発電所大規模改修工事

(2) 数量

実施設計 N=1式 製作・改修工 N=1式

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称

宮崎県企業局電気課

- (2) 所在地 宮崎市旭1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和2年10月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名

清水建設株式会社九州支店 常務執行役員支店長 堤 義人

(2) 住所

福岡県福岡市中央区渡辺通3丁目6番11号

- 5 落札金額
 - 10,398,300,000円(税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特定調達契約に係る一般競争入札の公告を行った日 令和2年6月29日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和2年11月7日現在次のとおりである。

令和2年11月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,168人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

宮崎県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和2年11月7日現在次のとおりである。

令和2年11月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

都城市選挙区

44,984人

令和 2 年 11 月 19 日 (木曜日) 第 157 号	宮崎県公報